

令和元年度サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修 開催要項

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 実施主体 島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・定員・会場

| 期別 | 区分 | 会場 | 期日 | 開催場所 | 定員 |
|----|----|----|------------------|------------------|------|
| 前期 | 講義 | 出雲 | 10月16日（水） | 朱鷺会館 | 150名 |
| 後期 | 演習 | 松江 | 11月6日（水）～7日（木） | いきいきプラザ島根 403研修室 | 80名 |
| | | 浜田 | 11月13日（水）～14日（木） | 浜田合同庁舎 2階大会議室 | 70名 |

※前期は1会場（出雲）、後期は2会場（松江、浜田）開催です。

4. 受講対象者

下記①～③を全て満たし、全日程を受講できる者としてします。

- ①指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者に配置予定の者、または指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者に配置予定の者
 - ②「相談支援従事者初任者研修」修了者（「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む）
 - ③研修開始日においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数を満たす者。（別紙参照）
- （※）サービス管理責任者…「指定障害福祉サービスのサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）」
児童発達支援管理責任者…「障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）」

5. 申込方法・受講決定・受講料

- ① **令和元年9月13日（金）17時（必着）までに**、別紙「申込書」を郵送のうえ、お申し込みください（FAX不可）。
※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。
- ② 申込書と併せ、下記に従い各種書類を添付してください。
 - （ア）「相談支援従事者初任者研修」修了証書または受講証明書の写し
 - （イ）様式1「実務経験証明書」
※本県における今年度の「相談支援従事者初任者研修」申込時に原本を提出された方は不要です
 - （ウ）（申込時点で障害福祉サービス事業所・施設に所属していない方）
様式2「受講理由書」
- ③ 受講を決定した場合、「受講決定通知」を送付します（9月中旬発送予定）。
※定員を超える申込みがあった場合は申込書に記載された受講優先順位等を考慮して受講者を選考する場合があります。
- ④ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。入金期限は10月9日（水）です。期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）。
- ⑤ 受講料 ひとり 3,000円
- ⑥ 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、10月9日（水）午後5時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。
- ⑦ この受講決定は事業所等における配置要件を満たすことを確約するものではありません。実務経験が配置要件を満たすかについては、指定権限のある県または松江市におたずねください。

6. 修了証書の交付等

- ①定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。
- ②地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。
※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。
- ③欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合（注 1）、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

注 1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
 ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワークに等において消極的な態度も含む）
 ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

7. その他

- ①研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- ②昼食は 500 円（弁当のみ・税込み）で幹旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- ③会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ④研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑤駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑦インフルエンザ等健康状態により、受講をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑧車椅子席の用意等が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

8. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当/江角・原

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

9. 会場案内

| 出雲「朱鷺会館」 出雲市西新町 2 丁目 2456-4 | 松江「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3 | 浜田「浜田合同庁舎」 浜田市片庭町 254 |
|--|--|---|
|  |  |  |
| <p>■JR 西出雲駅南口より徒歩 10 分</p> | <p>■JR 松江駅より南循環線外回り 「県合同庁舎前」下車（所要時間約 20 分）</p> | <p>■JR 浜田駅バス停より周布線または市内循環 「合庁前」下車（所要時間 10～15 分）</p> |

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

令和元年度 サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修 日程表

●前期 10/16 (火) 朱鷺会館 (出雲市西新町 2 丁目 2456-4)

| 時間 | 科目 |
|-------------|------------------------|
| 8:50~9:10 | 受付 |
| 9:10~9:15 | 開会 |
| 9:15~10:15 | サービス提供の基本的な考え方 |
| 10:25~11:55 | サービス提供のプロセス |
| 11:55~12:55 | 昼食休憩 |
| 12:55~14:25 | サービス等利用計画等と個別支援計画の関係 |
| 14:35~17:05 | サービス提供事業所と利用者主体のアセスメント |

●後期 【松江】11/6 (水) ~11/7 (木) いきいきプラザ島根 403 研修室 (松江市東津田町 1741-3)
【浜田】11/13 (水) ~11/14 (木) 浜田合同庁舎 2階大会議室 (浜田市片庭町 254)

| | 時間 | 科目 |
|-------------|------------------------|---------------------------------|
| 1 日 目 | 8:45~ 8:55 | 受付 |
| | 8:55~ 9:00 | 開会 |
| | 9:00~10:00 | 個別支援計画作成のポイントと作成手順 |
| | 10:20~15:50 ※昼食休憩あり | 個別支援計画の作成 |
| | 16:00~17:00 | 個別支援計画の実施状況の把握 (モニタリング) および記録方法 |
| 2 日 目 | 9:00~11:00 | |
| | 11:10~12:10 | まとめ |

※時間配分はあくまで予定です。変更の可能性がありますのであらかじめご承知おきください。

◎ サービス管理責任者の配置が必要なサービス

- 自立訓練(生活訓練)
- 自立訓練(機能訓練)
- 就労継続支援 B 型
- 生活介護
- 共同生活援助
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 就労継続支援 A 型
- 療養介護

※ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

◎ 児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

- 児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 放課後等デイサービス
- 医療型障害児入所施設